

伊丹市行財政審議会傍聴要領について

議題①「伊丹市行財政審議会傍聴要領」について、ご説明させていただきます。

記

- 審議会等の会議については、「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、市民参画と協働によるまちづくりを一層推進するとともに、市政の透明性や公平性を高めることを目的に、原則公開としているところです。
- 会議録の取扱いについては、「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」第5条第1項に基づき、会長が作成することになっております。なお、第1回審議会については、書面開催であるため、会議資料及び頂いたご意見やご質問等を取りまとめた結果を市ホームページ上で開示することにより、会議録の作成とさせていただきます。
- 第1回審議会は書面開催とさせて頂いておりますが、通常の形式による会議を開催する場合には、傍聴による会議の公開を考えております。
- 会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとして、資料③「伊丹市行財政審議会傍聴要領（案）」をお示しさせて頂いております。
- 上記を要約してご説明いたしますと、
 - 第1条の目的に続き
 - 第2条には、定員について
 - 第4条、第5条には、傍聴者の順守内容等について
 - 第7条には、傍聴者の退場について
 - 第8条には、会長が細則を定めることについて以上を規定した要領となっております。
- 「伊丹市行財政審議会傍聴要領（案）」を、本審議会の傍聴要領とすることについて、賛成か反対か、またご意見やご質問等がございましたらそのご記入を別紙「意見・質問等提出書（出席確認書）」へお願い致します。